

サービス付き高齢者向け住宅の変更の届出について

サービス付き高齢者向け住宅の登録事項のうち、次のような軽微な変更については、法第9条の規定に関わらず、他の変更等の届け出時や登録更新申請時に変更を行っていただいで結構です。

- ・ 食事提供サービス等の料金について、消費増税分を適切に転嫁したもの
(例)52,500円(消費税5%込み) → 54,000円(消費税8%込み)

ただし、次のものについては、法9条の規定どおり、事実発生から30日以内に変更の届出を行ってください。

- ・ 食事提供サービス等の料金について、消費増税分を超えて変更を生じたもの
(例)52,500円(消費税5%込み) → 60,000円(消費税8%込み)
- ・ 消費増税等により光熱費等が上昇することを反映し、サービスの提供料金を大幅に変更する場合。
(例)健康管理サービス料 5,000円/月 → 6,000円/月
- ・ 家賃および共益費の変更
- ・ その他の登録事項の変更
(戸数、共用設備の数、連絡先、事業者の名称、提供するサービスの提供方法・委託先等)

(解説)

食事提供その他のサービスの利用料金は、「30日間の利用を想定した概算・月額」を記載することとしているため、消費増税分の転嫁(約2.85%の値上げ)は、概算の範囲に含まれるものとみなします。数%の範囲内の料金の増減についても、同様に考えます。

なお、現にサービスを利用されている方や、入居を検討している方からの問い合わせ等に対しては、事業者から料金の変更、登録事項との差異について十分な説明をおこなってください。